

## 岩出市がん対策推進企業等連携協定実施要綱

平成26年6月19日

岩出市告示第156号

### (目的)

第1条 この告示は、市ががん対策推進に積極的に取り組む企業や事業所団体（以下、「企業等」という。）と協定を締結し、岩出市がん対策推進条例（平成19年岩出市条例第17号）及び岩出市健康づくり計画「ふれあい健康21」に基づき、がんの予防及び早期発見をはじめとした取り組みを推進することにより、市民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

### (対象企業等)

第2条 協定は、市内に主たる事業所又は支店（営業所等を含む。）を有し、がん対策の推進活動に意欲を有する企業等であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する企業等を対象とする。

- (1) 業務内容ががん予防、受診率の向上の取組に関連している企業等
- (2) 地域密着型で市民と接する窓口を多数有する企業等
- (3) 従業員に対するがん予防を中心とした健康づくりの取組が、他の模範となる企業等
- (4) その他、企業等の提案する取組により市民のがん検診受診促進やがん患者支援に大きな効果が期待できる企業等

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する企業等は除く。

- (1) 岩出市暴力団排除条例（平成23年岩出市条例第11号）第2条第1号又は第3号に該当するもの
- (2) 医業及び医業類似行為を行うもの
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、健康増進法（平成14年法律第103号）その他の関係法令の規定に適合しない食品・医薬品等を販売するもの
- (4) がん検診の実施機関及びがん検診の普及啓発を目的に設置されたもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業を営むもの
- (6) 特定の政治活動や宗教活動を行うことを目的とするもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

### (申込み)

第3条 協定を締結しようとする企業等は、市に、岩出市がん対策推進企業等連携協定申込書

(様式1)を提出するものとする。

(協定の締結)

第4条 市は、申込みの提出があった場合には、書類審査等を行い、要件を満たすとともに、取組が適切に実行されると見込まれる場合には、岩出市がん対策推進企業等連携協定を締結する。

2 協定の有効期間は、協定締結から当該年度の末日までとし、期間満了の1か月前までに申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(企業等の取組内容)

第5条 市と連携協定を締結した企業等(以下「協定企業等」という。)は、次に掲げるいずれかの取組を行う。

- (1) 従業員に対するがん検診の受診勧奨
- (2) 企業等においてがん予防を推進する人材の育成
- (3) 従業員・家族へのがん検診情報の提供
- (4) 顧客窓口におけるパンフレットの配布やポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨
- (5) がん検診の受診啓発イベント(検診受診キャンペーンも含む)の実施
- (6) 市民へのがん検診受診啓発の実施
- (7) 系列企業や取引企業等に対するがん検診の受診勧奨
- (8) がん患者(復帰者を含む)である従業員に対する支援
- (9) がん患者団体の活動への支援
- (10) その他、がん検診の受診啓発やがん患者支援に関わる積極的な取組

2 前項の取組を行うにあたって、協定企業等は次の各号に該当してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴うこと。
- (3) 企業等の利益誘導のみに利用すること。
- (4) 特定の治療方法のみを勧奨するなど偏った知識を与えるおそれがあること。

3 協定企業等は、毎年度、翌年度の4月末日までに、岩出市がん対策推進企業等連携協定報告書(様式2)により、取組状況を市に報告しなければならない。

(市の支援)

第6条 市は、協定企業等に対し、取組に必要な情報提供の協力を行うほか、市のウェブサイトや広報誌に協定企業等の名称や取組内容等を掲載し、市民に広報する。

2 協定企業は、商品パッケージ、広告等に「岩出市がん対策推進連携協定締結企業」等である旨の表示ができる。

(協定の取消)

第7条 協定企業等は、岩出市がん対策推進企業等連携協定解除届(様式3)を提出することにより、連携協定を取り消すことができる。

2 市は、協定企業等が目的に反するような行為又は法令及び公序良俗に反する行為を行ったと認める場合、連携協定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成26年 6月19日から施行する。